

川西市上下水道局建設工事監督実施基準（建築工事・設備工事）

（目的）

第1条 川西市上下水道局建設工事監督要綱の規定に基づき、建設工事に係る建築・設備工事における請負契約の適正な履行を確保するため、監督に必要な業務基準を定めて、監督業務の合理化と適切な実務を図ることを目的とする。

（監督員の指名）

第2条

- (1) 工事所管課長は、工事の規模、重要度、技術的難易度、特殊性等を勘案し、職制等を考慮して監督員を指名するものとする。
- (2) 監督員は、異動その他やむを得ない理由によりその職務を離れるときは、後任者に事務を引き継ぎ、後任者と共に引継ぎ調書を作成し、工事所管課長に提出するものとする。
- (3) 上下水道局経営企画課長は、上下水道事業管理者が監督員を任命したとき及び監督業務を委託したときは、当該監督員及び委託監督員（以下「監督員等」という。）の役職及び氏名並びに権限の内容を通知書により、契約の相手方に遅滞なく通知するものとし、監督員等に変更があった場合も同様とする。

（監督業務）

第3条

(1) 用語の定義

- ア 監督： 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- イ 監督員： 監督員は主任監督員、担当監督員を総称していう。
- ウ 監督の方法： 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認（検査）、立会い、把握）を総称していう。
- (ア) 指示： 監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について原則書面をもって示し、実施させることをいう。
- (イ) 承諾： 契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
- (ウ) 協議： 書面等による契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。

- (I) 通 知 : 監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (オ) 受 理 : 契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り内容を把握することをいう。
- (カ) 確 認 : 契約図書に示された事項について、監督員が臨場若しくは受注者が提出した資料により、監督員がその内容について契約図書と適合を確かめ(検査)、受注者に対して認めることをいう。
- (キ) 立 会 い : 契約図書に示された項目について、監督員が臨場し、内容を確かめることをいう。
- (ク) 把 握 : 監督員が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい受注者に対して認めるものではない。

(2) 監督の実施

監督員は、以下の表（監督業務の内容）の項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

なお、委託監督員の業務における権限の内容等については、別に定める工事監理委託業務仕様書等により監督を実施するものとする。

付 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

監督業務の内容（建築・設備工事）

| 項 目 | 業 務 内 容 | 関連条項 |
|--------------------------------|---|----------------|
| (1) 契約履行の確保 | | |
| 1 契約図書の内容の把握 | <p>契約書、設計図書その他の関係書類、及び下記の項目について把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働災害、火災等の保険の加入状況 建設業退職金共済制度の加入状況 工事実施工程表 配置技術者の専任及び技術者の適正な配置 その他契約の履行上必要な事項 | 監 6 条 |
| 2 施工計画書の受理 | <p>受注者から提出された総合施工計画書及び工種別施工計画書により、施工の手順や工法等について把握する。</p> <p>なお、特に以下の項目については留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場組織表（該当工事の場合は施工体制台帳及び施工体系図） 施工管理計画（主要材料、立会い、施工状況確認の項目については、受注者と監督員で協議の上決定する。） 安全・交通管理 環境対策（自然、動生物、景観等の保全） 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（契約書に基づく解体工事に要する費用に関する書面及び再資源化に係る書類との整合等） 社内検査（検査員の指定、検査項目、頻度、管理基準、品質計画等） その他（関係法令の遵守等） | 監 6 条 |
| 3 契約図書に基づく指示承諾、協議、受理等（工事記録の整備） | <p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（施工図の作成を含む。）及び受理等について、現場状況等を把握し適切に行うとともに、監督の経過を明らかにするため書面による工事記録を作成・整備する。（請負人から提出された書類を含む。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約の履行に関する協議事項（軽微なものを除く）の指示又は承諾 <ul style="list-style-type: none"> ・工事打合せ記録 2 工事の実施状況の記録 <ul style="list-style-type: none"> ・実施工程表 ・施工計画書 ・施工図等 ・工事材料承諾に関する記録 ・下請負人設定に関する記録 ・施工体制に関する記録 3 工事実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の記録 <ul style="list-style-type: none"> ・一工程の施工の確認及び報告に関する記録 ・施工の検査及び立会いに関する記録 ・材料の試験、検査に関する記録 4 その他監督に関する記録 <ul style="list-style-type: none"> ・設計図書の変更に関する記録 ・契約担当課等との協議・報告に関する記録 | 契 9 条 監 8 条 |
| 4 条件変更に関する確認調査、検討、通知 | <p>契約約款第18条第1項第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、所属長に報告（伺）する。また、直ちに受注者と立会い調査を行いその内容を確認し検討の上、必要に応じ工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。上記により設計変更が生じた場合は「（1の5）」による。</p> | 契 1 8 条 |

| | | |
|------------------------|---|--------------|
| 5 設計図書の変更 | 設計図書を変更する必要があると認めるときは、設計図書の変更に係る資料を作成し、「工事変更及び増工事承認伺書」により所属長へ伺い変更内容を定め、その内容を受注者に通知する。なお、契約の変更が伴うものについては、「(7)の6」による。 | 契19条 |
| 6 設計変更図面及び数量等の作成 | 設計変更図面及び数量については、受注者からの確認資料等をもとに作成する。 | 契19条 |
| (2) 施工状況の確認等 | | |
| 1 事前調査等 | 下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 工事基準点の指示 既設構造物の把握 支給(貸与)品の確認 事業損失防止家屋調査の立会い 受注者が行う官公庁等への届出の把握 工事区域用地の把握 その他必要な事項 | 監6条 |
| 2 品質確保の確認 | 品質計画、一工程の施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた工種別の施工計画書の確認を行う。 | 契13条 |
| 3 工事材料の確認 | 設計図書等において、監督員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料については、品質・規格等資料を添付し「工事材料承諾願書」を提出させ、承諾後材料の試験、立会い、又は確認を行う。 | 契13条 契14条 |
| 4 下請負人の確認 | 元請業者が、工事の下請負人の設定をしようとするときは「下請負人決定通知書」を提出させる。なお、設定された下請負人に関しては川西市の指名停止状況に注意し、設定が不適当と認められる場合は「(4)の1」の手続きを行う。また、設定を変更する場合も同様とする。 | 監6条 |
| 5 工事施工体制の把握 | 前項の下請負人設定の手続きを基に、施工計画書等で工事施工体制の把握を行う。なお、建築一式工事で下請契約の総額が4500万円以上となる場合は、施工体制台帳及び施工体系図を基に確認する。 | 監6条 監11条 |
| 6 工事施工の立会い | 設計図書等において、監督員の立会いの上施工するものと指定された工種について、設計図書の規定に基づき立会いを行う。 (施工計画時に、受注者と協議する。) | 契14条 |
| 7 工事施工状況の確認 (段階確認) | 設計図書等に示された一工程の施工完了又は工程の途中の状況について、元請業者からの報告により出来形、品質、規格、数量等について設計図書の規定に基づき検査又は確認を行う。 (施工計画時に、受注者と協議する。) | 監6条 |
| 8 建設副産物の適正処理 状況等の把握 | 建設副産物を搬出する工事にあつては、「産業廃棄物管理票等(マニユフェスト)」により適正に処理されているか把握する。 | 監6条 |
| 9 改造請求及び破壊による確認 | 1 工事の施工部分が、契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。 2 契約約款第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規 | 契17条 |

| | | |
|---|--|--|
| <p>10 支給材料及び貸与品の確認</p> | <p>定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合においては、所属長に報告し必要があると認められる場合は、その指示により工事の施工部分を破壊して確認する。</p> <p>1 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>2 前項の確認の結果、品質、規格又は性能が設計図書に定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料及び貸与品の引渡し等の措置を行う。</p> | <p>契15条</p> |
| <p>(3) 工程に関する監督 1 関連工事との調整</p> <p>2 工程把握及び工事促進指示</p> <p>3 工期変更の事前協議及びその結果通知</p> | <p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。</p> <p>受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき、工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p> <p>契約約款第15条第5項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項及び第21条の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。 なお、通知等については、「(1)の4」による。</p> | <p>契2条</p> <p>契11条</p> <p>契15条 他</p> |
| <p>(4) 契約約款に基づく受注者への措置等 1 工事関係者に関する措置請求</p> <p>2 部分払請求時の出来形の審査及び報告</p> <p>3 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</p> <p>4 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p> <p>5 不可抗力による損害の調査及び報告</p> <p>6 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p> | <p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、その実情及び理由を所属長へ報告(伺)を行う。</p> <p>受注者より部分払の請求があった場合は、受注者からの出来形等の資料(「出来形内訳書」)の確認を行い結果を所属長に報告する。</p> <p>工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し所属長へ報告(伺)を行う。 受注者から工期延長の申出があった場合は、その理由を検討し、所属長へ報告(伺)を行う。</p> <p>工事目的物等の引渡し前の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、所属長へ報告(伺)を行う。</p> <p>天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、所属長へ報告(伺)を行う。 損害額の負担請求内容を審査し、所属長へ報告(伺)を行う。</p> <p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、所属長へ報告(伺)を行う。 なお、事故が起因する場合は、「(7)の2」の事故等に対する措置をあわせて行う。</p> | <p>契12条</p> <p>契38条</p> <p>契20条 契21条</p> <p>契27条</p> <p>契29条</p> <p>契28条</p> |

| | | |
|-----------------------|--|--|
| 7 部分使用の確認及び報告 | <p>工事目的物の引渡し前にその全部又は一部を使用する必要が生じた場合は所属長へ報告（伺）する。使用については、受注者と協議し請負者の「承諾書」をもって、所属長へ報告（伺）を行い、工事検査担当と検査について協議を行う。</p> <p>なお、使用にあたっては、善良な管理者の注意義務があり、受注者の損害に対しては、負担が規定されている。</p> | 契 3 4 条 |
| 8 契約解除に関する必要書類の作成及び措置 | <p>契約約款第46条第1項及び第47条第1項の規定に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、所属長へ報告（伺）を行う。</p> <p>契約約款第48条第1項受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し所属長へ報告（伺）を行う。</p> <p>監督員は契約解除に伴う出来形部分検査にあたり、既済部分出来形の調査書（内訳書）を作成し検査について工事検査担当と協議する。</p> | 契 4 6 条 契 4 7 条 契 4 8 条 契 4 9 条 |
| 9 履行遅滞における必要書類の作成 | <p>契約約款第46条第1項の規定に基づき工期内に工事が完成できない場合、受注者の責めに帰す理由及び工事進捗の状況並びに工事完成するまでの工事期間（見込み）を所属長へ報告（伺）する。</p> <p>なお、相当の期間をもっても完成の見込みが無いと認められる場合は、「（4）の8」の措置を行う。</p> | 契 4 6 条 |
| （5）円滑な施工の確保 | | |
| 1 地元対応 | <p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p> | 監 6 条 |
| 2 関係機関との協議調整 | <p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p> | 監 6 条 |
| （6）工事検査に伴う措置 | | |
| 1 中間技術検査 | <p>中間技術検査については、検査員と検査項目について工事着手前に協議を行い、検査の実施にあたっては、時期を失することのないよう請負者に予定する受検日を報告させ、速やかに検査員と日程調整を行う。</p> | 監 9 条 |
| 2 完成検査 | <p>1 受注者から工事目的物が完了したとの報告を受けたときは、次に掲げる書類を提出させ、設計図書による出来形を確認する。</p> <p>完成時と着工前の対比写真 施工管理記録（工事写真、品質管理資料、出来形管理資料など） その他関係書類</p> <p>2 前項に規定する書類に不備がなく、設計図書による出来形の確認が認められた場合は、完了届を受理し速やかに完成検査の手続きを行うものとする。</p> | 監 1 0 条 |
| 3 出来形部分検査 | <p>出来形部分検査については、前項の1に準じ書類に不備がなく設計図書による出来形の確認が認められた場合は、速やかに出来形部分検査の手続きを行うものとする。</p> | 監 9 条 |
| 4 検査の立会い | <p>監督員は検査員が行う検査に受注者と共に立会い、検査の執行に協力する。</p> | 監 9 条 |
| 5 手直し工事 | <p>検査員による検査により工事目的物について指摘をうけ、これにより手直しが必要となったときは、受注者に期日を指定しその措置をとらせ、その措置が終了した旨の報告を受けたときは、検査員の指示に従い検査を受けるものとする。</p> | 監 9 条 |

| | | |
|-------------------|--|------------------------|
| 6 検査日の通知等 | 検査の予定日及び検査結果の合否については、速やかに受注者に通知する。 | 監 9 条 契 3 1 条 |
| 7 工事成績の評定 | 監督員は、工事が完了したときは、川西市請負工事成績評定要領に基づき、当該工事の成績について評定を行う。 | 監 1 2 条 |
| (7) その他 | | |
| 1 臨機の措置 | <p>1 災害防止その他工事の施行上緊急やむを得ない理由により受注者に臨機の措置をとらせる必要があるときは理由及びとるべき措置を、又受注者から災害防止等のため臨機の措置をとることについて意見を求められたときは、これについての意見を付してその旨を所属長に報告し、その指示により臨機の措置をとらせなければならない。</p> <p>2 前項の場合において事情が急迫したときは、所属長の指示を受けることなく受注者に必要な臨機の措置をとらせなければならない。</p> <p>3 前 2 項の規定により受注者に臨機の措置をとらせたときは、その結果を所属長に報告しなければならない。</p> <p>4 受注者が災害防止等のためあらかじめ工事監督員の意見を求めることなくとった臨機の措置について通知を受けたときは、その実情を調査しその結果について意見を付し所属長に報告しなければならない。</p> | 契 2 6 条 |
| 2 事故等に対する措置 | 事故等が発生した時は、直ちに状況を調査し、受注者より「工事事務報告書」を速やかに徴取し、所属長へ報告する。 | 監 6 条 |
| 3 発生資材の処理 | 工事現場における発生資材について、受注者から報告があったときは、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示を行う。 | 監 6 条 |
| 4 工事实績の登録 | 工事实績情報の登録を特記した工事について、登録内容の把握と登録証明資料の受領を行う。(請負契約 5 0 0 万円以上の工事) | 監 6 条 |
| 5 工事目的物の引継ぎ | 完成検査に合格したときは遅滞なく当該工事目的物の使用に必要な図面及び説明書等の必要な資料を整え引継ぎを行う。 | 契 3 1 条 |
| 6 契約担当課への協議、報告、依頼 | <p>工事の施工において、契約約款に基づく措置等を行った場合は、契約に係る手続きが必要となる場合があるため、監督員は説明資料を整え所属長へ報告を行う。</p> <p>(所属長は、速やかに契約担当課へ協議、報告及び依頼を行う)</p> | 監 7 条 (監 2 条) |

注：関連条項の欄で「契」は契約約款を「監」は監督要綱を示す。